

令和7年度学校図書貸出システム用パソコンの納入（物品購入）仕様書

第1章 定義

- 1 川越市教育委員会を以下「発注者」という。また、納入業者を以下「受注者」という。
- 2 「本件業務」とは、本仕様書に基づく物件の調達、納入業務をいう。
- 3 「原始資料」とは、本件業務の遂行の過程で発注者が受注者に提供する資料をいう。

第2章 機器及びソフトウェア

機器・ソフトウェア類及びその数量は、別紙「機器明細」のとおりとする。

第3章 契約形態及び支払い

物品の買い入れ（本件業務完了後、発注者は請求書受領後30日以内一括で支払うものとする）

第4章 納入業者の選定方法

制限付一般競争入札

第5章 納期

納期は、令和7年10月31日（金）とする。

なお、設定作業等の詳細スケジュールは、落札後に発注者と別途協議するものとする。

第6章 納入場所

川越市古谷上6083番地10 川越市教育委員会 川越市立教育センター

なお、受注者による納入及び設定作業が完了後、発注者により別紙の設置場所に移動する。

第7章 入札価格の積算

入札価格は別紙「機器明細」により、以下の項目に係る金額を合算したものとする。

但し、外税とし、消費税及び地方消費税は除くこと。

- 1 機器の納入価格
 - 2 搬入現調費
 - 3 設定作業費
 - 4 入替対象パソコンの集荷及び発注者の指定する場所への配送費
 - 5 第11章に係る5年間分の保守価格の総額
- ※ 無償保証期間を考慮して積算すること
- 6 その他、機器の構成や設定、展開上必要となるものは、仕様書に明記のない場合であっても入札価格に含めること。

第8章 機器の選定

機器の選定については次のことに留意すること。

- 1 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）』に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に配慮すること。
- 2 落札後にモデルチェンジ、生産停止等により入手困難となった場合は、発注者と協議の上、同等以上の性能を有する後継機器を納入するものとする。その際は、当該機器のカタログ、機器仕様等の関係書類を提出すること。
- 3 ソフトウェアは全て最新版を原則とする。
- 4 教育機関で使用するため、機器類に教育用のモデル（ライセンス）がある場合は、積極的に活用すること。

第9章 設定作業

1 パソコンへの設定作業

(1) 発注者の指示に従い、以下の設定を行うこと。

- ・ OS及びセキュリティに係るパッチについては最新のパッチを適用すること
- ・ パソコンにネットワーク設定を行うこと

(2) 最初に1台（マスター）について(1)の設定後、発注者、受注者共同で設定内容や動作確認を行い、発注者の承認後に他のパソコンの設定を行うこと。

なお、パソコンの設定方法については、個別設定、クローニング、どちらを採用しても構わない。なお、クローニングする場合は、そのソフトウェアは本件で調達するものとし、第7章に係る積算に含めるものとする。

- 2 受注者はユーザー登録にかかる諸手続を発注者に代わって行うこと。
- 3 受注者は発注者が用意する備品シールをパソコンに添付すること。
- 4 その他、発注者との打ち合わせにおいて必要と認められた作業を行うこと。

第10章 搬入及び現調作業

- 1 受注者は、納品しようとする物品の仕様（メーカー名、機種名、数量等）に漏れや誤りのないよう事前に確認し、発注者から指定された場所に搬入すること。
- 2 梱包を解き、機器を取り出し、現調作業を行うこと。
- 3 納入物品に発注者が指定する管理番号、障害発生時の連絡先等を記載したテープラベルを貼り付けること。
- 4 優先ネットワーク接続等の導通確認及び設定の確認を行うこと。
- 5 搬入の際に出たゴミは全て持ち帰り、適正に処分すること。
- 6 作業時はネームプレートを着用すること。

第11章 保守

- 1 定期点検を含まない定額出張保守とし、部品代も含むものとする。
- 2 故障受付時間は平日の9時00分から17時00分までとする。

- 3 発注者からの故障連絡後、翌営業日以降に技術員を派遣し訪問修理に対応すること。
- 4 作業場所は機器の設置場所とする。なお、設置場所については搬入場所と異なり、別紙記載の各市立小・中・特別支援学校を想定している。
- 5 可能な限り対象機器の製造事業者が販売する保守パック製品を使用すること。
- 6 なお、故障修理後の設定は、発注者側が行うものとする。

第12章 提出書類

- 1 受注者は、入札日から換算して7日以内に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 入札価格の明細が記載された納入価格証明書（受注者の社印、代表者印入り）
 - (2) 本件業務における作業体制（連絡先明示）、従事者名簿、本件業務に係る作業計画書
- 2 受注者は次の資料について書面及び電子データ（Excel形式）で提出すること。
 - (1) 機械番号表（機器固有の番号とテーララベル記載の管理番号を紐付け一覧表としたもの）
 - (2) 保守連絡体制表

第13章 秘密情報の保持

- 1 受注者は発注者から秘密と指定された事項及び本件業務の履行に関し知り得た発注者の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は本件業務を遂行する受注者の従業員、その他の者と前項の事務を遵守させるための秘密保持契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 受注者が発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者は個人情報又は非開示情報に係る秘密保持について本件業務における受注者の義務と同様の義務を負うものとする。
- 4 本章の規定は、本件業務の有効期間は勿論、本件業務終了後も有効に存続する。

第14章 検査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で受注者の実施する業務の作業場所に受注者の事業の妨げにならない方法で立ち入り調査を行うことができる。発注者が、第三者機関に受注者の監査を実施させる場合も同様とする。

発注者が受注者に対し、秘密情報の管理状況について報告を求めたときは、受注者は速やかに必要事項を報告しなければならない。

第15章 原始資料の提供

- 1 発注者は受注者に対し、受注者が本件業務を遂行している間は、原始資料を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。
- 2 発注者は受注者に対し、本件業務遂行に対し必要な原始資料以外の資料、機器等を受注者から要請があり次第速やかに受注者に無償で貸与、開示等を行い提供する。
- 3 発注者は前各項に規定するもののほか、受注者に対し本件業務遂行に必要な情報で、発

注者が第三者からの秘密保持義務を負っている情報を除いて、全ての情報を開示するものとする。

- 4 本件業務の遂行上不要となった原始資料その他の資料、機器等がある時、受注者は遅滞なくこれを発注者に返還するものとする。
- 5 受注者は発注者から提供を受けた原始資料を発注者の指定した場所から持ち出してはならない。
- 6 受注者は発注者から提供された本件業務にかかる原始資料その他の資料、情報、機器等を善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管し、かつこれらの資料を、本件業務を遂行する目的以外には、一切使用しないものとする。
- 7 受注者は、発注者から提供された本件業務にかかる原始資料その他の資料等は全て、受注者による本件業務が終了した後、7日以内に発注者に返却するものとする。

第16章 事故時の対応

- 1 受注者は、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、その対応について協議する。また、発注者は受注者に対し、問題の対処に必要な措置を求めることができる。
- 2 受注者の責に帰すべき事由により、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、これにより発注者又は第三者に損害を生じさせたときは、受注者は発注者又は当該第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

第17章 電磁記録媒体等の取扱い

本件業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、書込み後に書込み許可の爪を折る、又はCD-R等では追記不可の措置を行った上で、入退室制御装置等で制御された区画に保管すること。なお、CD-RW等は使用しないこと。また、廃棄する場合には物理的に破壊又は破砕すること。電磁記録媒体等を送付する場合には、破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。

第18章 契約不適合

- 1 完了検査の後、成果物について本仕様書との不一致（バグも含む。以下本章において「契約不適合」という。）が発見された場合、発注者及び受注者は、契約不適合の原因について協議・調査するものとする。協議・調査の結果、当該契約不適合が発注者の責に帰すものでないと認められた場合、発注者は受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本上において「追完」という。）を請求することができ、受注者は当該追完を行うものとする。ただし、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。なお、この場合において、受注者に対し相当の期限を定めて追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がない場合には、発注者は当該契約不適合により生ずると想定される損害に対する賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 受注者が定める契約不適合責任を負うのは、完了検査後12箇月以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、完了検査時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 4 第1項、第2項の規定は、契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

第19章 信義則

発注者及び受注者は、本件業務の内容に関して疑義が生じた場合、及び、本件業務に定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従い協議の上これを定めるものとする。

第20章 質疑等

本件調達に対する質問を次のとおり取り扱う。

(1) 受付方法

質問内容（該当箇所を記載すること。）及び質問内容に対する貴社の解釈を記載の上、以下に示す電子メールアドレス宛に送付すること。

(2) 受付期間

入札公告日から令和7年7月16日（水）まで

(2) 回答方法

入札参加申込業者に対し、令和7年7月22日（火）までに電子メール（受付時に受信した電子メールアドレス宛）で回答を送付する。

問い合わせ先

川越市教育委員会学校教育部教育指導課（担当：大野・持田）

TEL：049-224-5483（直通）

049-224-8811（代表・内線2927・2928・2929）

FAX：049-226-4699

E-mail：kyoikushido★city.kawagoe.lg.jp ※メールを送信する際は、★を@に置き換えること。

令和7年度学校図書貸出システム用パソコンの納入仕様書（物品購入）

機器明細

パソコン本体

項目	要求仕様	
	ノンブランド、組み立てパソコン及び中古商品は不可とする	
	OS	Windows 11 pro であること
	CPU	インテル第13世代以降のCore i5 プロセッサ以上
	メモリ	16GB 以上
	内蔵ストレージ	SSD 256GB 以上
	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 以上 Realtek Wi-Fi 6 802.11a/b/g/n/ac/ax（アンテナ数：送信1、受信1）以上 Bluetooth5.3 以上
	ディスプレイ	15.6型 HD 液晶（1920×1080 ドット）以上
ノート型パソコン	インターフェース	USB 3.2(Type-A)×2、HDMI×1、マイクロホン/ヘッドホン・コンボ・ジャック×1 以上を有すること
	キーボード	JIS 準拠テンキー付き日本語配列キーボード
	AC アダプター	メーカー純正 AC アダプター
	Webカメラ	720p HD 以上
	質量	約 2.2kg 以下
	環境配慮項目	省エネ法、国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法、PC グリーンラベル、J-Moss グリーンマーク、RoHS 指令、VOC 対策
	保守	メーカー純正 5年間オンサイト修理とすること ※ 無償保証期間を考慮して積算すること

ソフトウェア

項目	要求仕様
ワープロ、表計算、プレゼンテーションソフト	Microsoft Office LTSC Standard アカデミックライセンス
ウイルス対策ソフト	川越市役所情報政策課からライセンス提供されるため、インストール・設定を実施すること

付属品

項目	要求仕様
有線マウス	納入するノートパソコンに接続して使用可能なこと。
セキュリティワイヤー	納入するノートパソコンのセキュリティスロットにセット可能であること。 ダイヤル錠タイプ。
バーコードリーダー	納入するノートパソコンのUSBポートに接続するだけで使用可能であること。※ドライブのインストールを求めないこと。

搬入設置およびインストール作業

項目	仕様内容
搬入・設置・インストール	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の搬入及び設置にあたっては、川越市教育委員会の指示により所定の場所へ搬入し、ソフトウェアのインストール・設定を行うとともに、環境設定を行うこと。 ・物品の搬入・設置及び設定に要する経費は、落札業者の負担とすること。 ・納入・設置にあたっては、川越市教育委員会と協議し、工期内に作業を完了させること。 ・搬入に際し発生した不要資材や梱包材等は持ち帰ること。 ・ウイルス対策ソフトの設定については、川越市教育委員会の指示を受け、設定を行うこと。 ・本仕様書に明記していない場合であっても、機器等を円滑に運用するために必要なものがある場合、それらも含めること。 ・その他ソフトウェアに関するインストールについては事前に川越市教育委員会と協議し必要に応じて実施すること。

数量

項目	数量
ハードウェア及び保守	57 台
ソフトウェア	57 個
有線マウス・セキュリティワイヤー	57 個
バーコードリーダー	114 個
設定作業	1 式

設置場所および台数一覧

	学校名	住所	電話番号	台数
小学校	1 川越市立川越第一小学校	川越市郭町 1-21	222-0308	1
	2 川越市立川越小学校	川越市郭町 1-1-1	222-0309	1
	3 川越市立中央小学校	川越市中原町 1-25	222-0310	1
	4 川越市立仙波小学校	川越市富士見町 4-1	222-0153	1
	5 川越市立武蔵野小学校	川越市むさし野14-1	242-1364	1
	6 川越市立新宿小学校	川越市新宿町 6-9-1	246-4227	1
	7 川越市立大塚小学校	川越市大塚2-10-1	245-2929	1
	8 川越市立泉小学校	川越市小室 463	242-3119	1
	9 川越市立月越小学校	川越市月吉町 51	222-2261	1
	10 川越市立今成小学校	川越市今成 2-42-1	224-3534	1
	11 川越市立芳野小学校	川越市鴨田 331	222-1264	1
	12 川越市立古谷小学校	川越市古谷上 5465	235-0177	1
	13 川越市立南古谷小学校	川越市木野目 1451	235-2150	1
	14 川越市立牛子小学校	川越市牛子 418	245-6702	1
	15 川越市立高階小学校	川越市砂新田 58	242-0689	1
	16 川越市立高階南小学校	川越市諏訪町 12-3	242-7528	1
	17 川越市立高階北小学校	川越市砂新田 1-16-1	244-0900	1
	18 川越市立高階西小学校	川越市藤間 1102	243-6042	1
	19 川越市立寺尾小学校	川越市寺尾 979-2	245-9555	1
	20 川越市立福原小学校	川越市今福 508	243-4007	1
	21 川越市立大東東小学校	川越市豊田本 1162	243-3105	1
	22 川越市立大東西小学校	川越市山城 32-5	243-3910	1
	23 川越市立霞ヶ関小学校	川越市笠幡 177	231-1303	1
	24 川越市立霞ヶ関南小学校	川越市かすみ野1-1-4	232-0395	1
	25 川越市立霞ヶ関北小学校	川越市伊勢原町 5-1-1	231-1962	1
	26 川越市立霞ヶ関東小学校	川越市の場 2735-2	232-4871	1
	27 川越市立霞ヶ関西小学校	川越市笠幡 3971-4	232-8500	1
	28 川越市立川越西小学校	川越市川鶴 1-5	231-0181	1
	29 川越市立名細小学校	川越市小堤 214	231-2216	1
	30 川越市立上戸小学校	川越市上戸 390-1	232-7200	1
	31 川越市立広谷小学校	川越市下広谷 558-1	233-3941	1
	32 川越市立山田小学校	川越市山田 167	222-1950	1
中学校	33 川越市立川越第一中学校	川越市小仙波町 5-6	222-1204	1
	34 川越市立初雁中学校	川越市宮下町 1-21-3	222-0749	1
	35 川越市立富士見中学校	川越市東田町 17-1	242-0917	1
	36 川越市立野田中学校	川越市野田町 2-19-14	246-8484	1
	37 川越市立城南中学校	川越市新宿町 3-19-1	242-0919	1
	38 川越市立芳野中学校	川越市石田本郷 733	222-1265	1
	39 川越市立東中学校	川越市小中居 278	235-2731	1
	40 川越市立南古谷中学校	川越市久下戸 3721	235-2664	1
	41 川越市立高階中学校	川越市藤間 10	242-1010	1
	42 川越市立高階西中学校	川越市砂新田 2593	244-6740	1
	43 川越市立寺尾中学校	川越市寺尾 1068	245-6701	1
	44 川越市立砂中学校	川越市砂 260	242-6588	1
	45 川越市立福原中学校	川越市今福 512	243-4140	1
	46 川越市立大東中学校	川越市南大塚1-20-1	243-3738	1
	47 川越市立大東西中学校	川越市大袋新田 391	246-7166	1
	48 川越市立霞ヶ関中学校	川越市笠幡 72	231-1302	1
	49 川越市立霞ヶ関東中学校	川越市の場 2706	232-4606	1
	50 川越市立霞ヶ関西中学校	川越市笠幡 3464-3	231-0188	1
	51 川越市立川越西中学校	川越市川鶴1-1	231-0640	1
	52 川越市立名細中学校	川越市小堤 14	231-2213	1
	53 川越市立鯨井中学校	川越市鯨井 562-2	231-0190	1
	54 川越市立山田中学校	川越市山田 550	222-2043	1
	55 川越市立特別支援学校	川越市宮下町 1-19-1	222-2753	1
	56 川越市役所 教育指導課	川越市元町1-3-1	224-5483	2
	合計			57